

居住費・食費の利用者負担限度額について

介護保険施設入所に係る居住費・食費は、全額自己負担（保険給付対象外）ですが、利用者とその世帯員の課税状況等によって自己負担の上限が設けられます（負担限度額の認定）。

以下の所得要件・資産要件ともに満たしている場合のみ対象となります。

所得要件	資産要件	利用者負担段階
・世帯全員(※)が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	預貯金等の合計額が <u>単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下</u> (生活保護受給者には資産要件なし)	第1段階
世帯全員(※)が市町村民税 <u>非課税</u> で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額の <u>合計が年間 82 万 6,500 円以下</u>	預貯金等の合計額が <u>単身で 650 万円、夫婦で 1,650 万円以下</u>	第2段階
世帯全員(※)が市町村民税 <u>非課税</u> で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額の <u>合計が年間 82 万 6,500 円超え、120 万円以下</u>	預貯金等の合計額が <u>単身で 550 万円、夫婦で 1,550 万円以下</u>	第3段階①
世帯全員(※)が市町村民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額の <u>合計が年間 120 万円超え</u>	預貯金等の合計額が <u>単身で 500 万円、夫婦で 1,500 万円以下</u>	第3段階②

※ 世帯を分離している配偶者及び内縁関係の者を含みます。

なお、64 歳以下の第 2 号被保険者の方の資産要件は、いずれの利用者負担段階でも「預貯金等の合計額が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下」です。

利用者負担限度額の日額は、以下のとおりです。

利用者負担段階			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	短期入所サービス		300 円	600 円	1,030 円	1,360 円
	施設サービス		300 円	390 円	680 円	1,420 円
居住費	多床室	特養等	0 円	430 円	430 円	530 円
		老健・医療院 (室料徴収あり)	0 円	430 円	430 円	530 円
		老健・医療院等 (室料徴収なし)	0 円	430 円	430 円	430 円
	従来型 個室	特養等	380 円	480 円	880 円	980 円
		老健・医療院等	550 円	550 円	1,370 円	1,470 円
	ユニット型個室的多床室		550 円	550 円	1,370 円	1,470 円
	ユニット型個室		880 円	880 円	1,370 円	1,470 円

なお、第 4 段階には利用者負担限度額が設けられていないため、基準費用額となります。

注意事項

- ・負担限度額認定の基準に該当する方でも申請をしなければ、全額自己負担となります。
- ・決定後でも申請内容（世帯状況・課税状況・住所等）に変更があった場合は、すみやかに申し出をしてください。
- ・転出された場合（住所地特例を除く）は、改めて転出先の市町村で負担限度額認定の申請が必要となりますので、ご注意ください。